

国保一部負担金減免制度の資料

目 次

1. 名古屋市	1
9. 津島市	10
16. 犬山市	11
27. 高浜市	15
35. 弥富市	16
36. みよし市	19
43. 大治町	28
49. 美浜町	31

発 行 愛知自治体キャラバン実行委員会

名古屋市国民健康保険一部負担金減免又は徴収猶予の措置取扱要綱

趣旨

一部負担金（特定療養費に係る一部負担金相当額を含む。以下同じ。）の支払義務者が一部負担金の支払能力を著しく喪失したと認められるとき、当該支払義務者の一部負担金を減免又は徴収猶予することによりその世帯が自立することを助長し、併せて保険医療機関及び特定承認保険医療機関（以下「保険医療機関等」という。）との保険業務を円滑に運営することにある。

1 一部負担金の減免

一部負担金の支払義務を負う世帯主が、次の各号のいずれかに該当したことにより、著しくその生活が困難となり一部負担金の減免を行なう必要があると認めるとときは、3月間以内の期間を限って、その者の申請により一部負担金を減免することができるものとする。

この場合において、当該疾病の期間が3月間以上に亘るものとあらかじめ見込まれるものについては、第一次的には、生活保護法の適用をうけるよう指導すること。

- (1) 震災、風水害、火災その他これに類する災害により死亡し、障害者となり又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき。
- (3) 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

2 一部負担金の徴収猶予

世帯主が1の各号に該当したことにより、一時的にその生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認めるとときは、その者に対し、その申請により6月間以内の期間を限って、その徴収を猶予することができるものとする。この場合、各区においては当該世帯主が保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとなり、その徴収を猶予することになる。

3 減免又は徴収猶予の手続（申請）

一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする者は、あらかじめ区役所保険年金課に申し出て一部負担金減免・徴収猶予申請書（第1-6号様式）の交付を受け、当該保険医療機関等において一部負担金所要額の見積（様式は申請書に組込み済）を受けたうえ、当該世帯の世帯員中、事業所などに勤務する者のある場合は給与証明書及び他の収入申出書を、事業を営む者については事業収入申出書及び他の収入申出書を、その他の者についてはその他の収入申出書（無収入者のために無収入申出様式を組込み、兼用となっている。）を、それぞれ添付して申請すること。

前記の申請書を受理した場合はこれを調査し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するとともに一部負担金減免・徴収猶予決定調書により措置区分及び割合を決定すること。

この場合において必要があると認めるときは、法第113条の規定に基き、当該世帯主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ又は職員に質問させることができる。

4 世帯の認定

同一の住所に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一世帯として認定すること。なお、出稼ぎなどのように居住を一にしていない場合であっても同一世帯として認定することが適当であるときは同様とする。

ただし、発病後、一部負担金支払期間が6月間経過した世帯で、療養を受ける者に対し、生計中心者でないにもかかわらず、なお生活維持に努力している世帯主以外の収入ある世帯員（法第6条により適用除外をうけている者に限る。）で、以後、過重な一部負担金支払負担を継続することが適当でないと認める世帯員は、除外しても差し支えない。

5 生活困難の認定

(1) 一部負担金減免

1における生活困難の認定については、当該世帯の実収月額を、当該世帯主及び世帯員について、別表生活費基準額表A及び同B、教育費基準額表、住宅費基準額表、入院患者基準額表、介護施設入所者基準額表、障害者施設入所者基準額表、各種加算表に定める基準額に相当する額を合算した額（以下、「認定基準額」という。なお、基準額115%を合算した額を「認定基準額115%」と、また、基準額130%を合算した額を「認定基準額130%」という。）と比較して、認定を行うものとすること。

(2) 一部負担金徴収猶予

2における生活困難の認定については、当該世帯の実収月額が認定基準額130%を超える場合であって、かつ、その実収月額が認定基準額130%に相当する額と一部負担金所要額として見積もられた額との合算額に満たない場合であること。

6 実収月額及び控除額

5の実収月額は、給与収入の場合は、当該世帯の世帯員の基本給、家族手当、地域手当、時間外手当、通勤手当その他の給与額に、恩給、年金、家賃、間代、仕送りその他の収入を合算した額から、所得税、住民税、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、労働保険料、労働組合費、通勤費その他の経費の合算額を控除した額とし、事業収入の場合は、売上金、家賃間代、損料、農業収入、内職収入その他の事業に係る収入に、恩給、年金、仕送りその他の収入の合算額から、収入上必要な経費として材料費、仕入代、交通費、諸税、国民健康保険料、国民年金保険料その他の経費の合算額を控除し、更に、両者共に勤労のための必要経費として別添生活費加算表下欄に記載された基礎控除額を控除した額とする。

7 一部負担金減免割合の区分及び算出基礎

免除 実収月額が認定基準額115%以下の世帯

減額 実収月額が認定基準額115%を超え認定基準額130%以下の世帯

(1) 減額割合

減額割合は2割、4割、6割、8割、10割とする。

(2) 算出基礎

実収月額 - 認定基準額 115% = 医療費充当額

一部負担金所要額 - 医療費充当額 = 一部負担金減免額

一部負担金減免額 ÷ 一部負担金所要額 × 100 = 一部負担金減免割合(%)

上記の算式により算出した一部負担金の減額割合が 2 割以下の場合は 2 割、
2 割を超え 4 割以下の場合は 4 割、 4 割を超え 6 割以下の場合は 6 割、 6 割
を超える場合は 8 割、 8 割を超えた場合は 10 割(免除)とすること。

8 減免徴収猶予証明の交付

条例第 7 条の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予の決定を行なった場合は、すみやかに「一部負担金減免・徴収猶予証明書」を申請者に交付するものとする。

却下の場合については、却下通知書を前記に準じて交付する。

9 減免又は徴収猶予措置の取り消し及び変更

(1) 一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その措置を変更し又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に返還させることができるものとすること。

ア 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予を行なう必要がなくなったと認められるとき。

イ 一部負担金の納入を不當に免れようとする行為があったと認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減免の措置を受けた者があった場合は、これを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すこととする。

この場合、ただちに「一部負担金減免・徴収猶予取消通知書」により減免の措置を取り消した旨及び取消年月日を当該世帯主及び保険医療機関等に通知するとともに、当該世帯主がその取り消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた一部負担金を当該世帯主から返還せるものとすること。

その他措置の変更についても前記取扱いと同様に変更通知書により通知すること。

10 附則

この要綱は、昭和 36 年 5 月 10 日から施行する。

この要綱は、昭和 51 年 4 月 15 日から施行する。

この要綱は、昭和 63 年 4 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 1 月 2 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表 生活費基準額表

1. 生活費基準額表A（個人単位に計算する）

基準額 (生活保護)	年齢別 歳	基準額 115% 円	基準額 130% 円
20,900	0～2	21,040	27,170
26,350	3～5	30,310	34,260
34,070	6～11	39,190	44,300
42,080	12～19	48,400	54,710
40,270	20～40	46,320	52,360
38,180	41～59	43,910	49,640
36,100	60～69	41,520	46,930
32,340	70歳以上	37,200	42,050

生活保護基準額表の第1類（1級地—1）の基準額より算出

（注）この表の基準額は、飲食物費、被服費等が対象となっている。

生活費基準額表Aの額が算定されるものが4人の世帯の第1類の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.95を乗じた額とし、5人以上の世帯の第1類の額は、第1類の表に定める個人別の額を合算した額に0.90を乗じた額とする。

2. 生活費基準額表B（世帯単位で計算する）

基準額 (生活保護)	世帯 人員別	冬季加算 (生活保護)	基準額 115%		基準額 130%	
			人	円	人	円
43,430	1	3,090	49,950	3,560	56,460	4,020
48,070	2	4,000	55,290	4,600	62,500	5,200
53,290	3	4,770	61,290	5,490	69,280	6,210
55,160	4	5,410	63,440	6,230	71,710	7,040
440	※	200	510	230	580	260

冬季加算…11月～3月

※5人以上の場合、1人増すごとに加算する額

3. 教育基準額表

基準額 (生活保護)	学校別	基準額 115% 円	基準額 130% 円	加算	
				1 教材等実費	2 通学交通費実費
2,770	小学校	3,190	3,610	1 教材等実費	2 通学交通費実費
4,920	中学校	5,660	6,400	3 給食費実費	

小・中学校の基準額においては生活保護基準額表の教育扶助基準額より算出

4. 住宅費基準額表

基準額 (生活保護)		基準額 115%	基準額 130%	備 考	
				円	円
35,800	家賃・間代 地代等	41,170	46,540		

生活保護基準額表の住宅扶助基準額（保護の基準別表第3の2）より算出

5. 入院患者基準額表

基準額 (生活保護)		基準額 115%	基準額 130%	備 考	
				円	円
23,150	日用品費	26,630	30,100		
1,000	(冬季加算)	1,150	1,300		

生活保護基準額表の入院患者日用品費（基準額および地区別冬季加算（VI区））より算出

(注) 1か月以上にわたって入院することが明らかな者についてこの表を適用する。ただし、給食を受ける者については、生活費基準額表A及びBは適用せず、給食を受けない者については、同表Aの適用にあたり基準額の75%を、同表Bについては基準額の20%を算定する。

6. 介護施設入所者基準額表

基準額 (生活保護)		基準額 115%	基準額 130%	備 考	
				円	円
9,890	基本生活費	11,380	12,860		
1,000	(冬季加算)	1,150	1,300		

生活保護基準額表の介護施設入所者基本生活費（基準額および地区別冬季加算（VI区））より算出

(注) 介護施設に入所している者についてこの表を適用する。

また、介護施設に入所している者については生活費基準額ABを算定しない。

7. 障害者施設入所者基準表

当該基準については、入所施設及び世帯の収入により、基準額（生活保護）が算出されますので、申請者に該当があった場合は局保険年金課給付係にお問い合わせください。局保険年金課給付係において、関係課に確認のうえ基準額を確認し返答いたします。

(注) 社会福祉施設に入所しているものについてもこの基準を適用する。

また、社会福祉施設に入所している者については生活費基準額ABを算定しない。

8. 各種加算表

基準額 (生活保護)	区分		基準額 115%	基準額 130%	加算の要件
9,140	妊婦 加算	妊娠 6ヶ月未満	円 10,520	円 11,890	妊娠中の期間（出産日の属する月まで）
13,810		妊娠 6ヶ月以上	15,890	17,960	
8,490	産婦 加算		9,770	11,040	専ら母乳により乳児を哺育する産婦については出産日の属する月の翌月から5か月間、その他の産婦は2か月間とする。
23,260	母子 加算	在宅者	児童 1人 26,750	30,240	父母の一方もしくは両方が欠けているか、または、これに準ずる状態にあるため父母の他方または父母以外の者が児童を養育しなければならない場合に、当該養育にあたる者に対して加算する。 ※加算額の算定にあたっては、最も年齢の若い児童から計上する。
1,840			2人目加算 2,120	2,400	
940			3人目加算 1,090	1,230	
19,380		入院 または 施設 入所者	児童 1人 22,290	25,200	
1,560			2人目加算 1,800	2,030	
770			3人目加算 890	1,010	

・妊婦加算…生活保護基準額表の妊産婦加算の基準額より算出

・産婦加算…生活保護基準額表の妊産婦加算の基準額より算出

・母子加算…生活保護基準額表の母子加算の基準額より算出

＜備考＞

母子加算は、母子手帳または医師・助産婦の証明により確認する。

基準額 (生活保護)	区分		基準額 115%	基準額 130%	加算の要件
26,850	障害者 加算 A	在宅者	30,880	34,910	障害等級表の2級以上又は国民年金法施行令別表の1級に該当する障害のある者
22,340		入院又は施設入所者	25,700	29,050	
17,890	障害者 加算 B	在宅者	20,580	23,260	障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表の2級に該当する障害のある者
14,890		入院又は施設入所者	17,130	19,360	
14,380	障害者介護 加算	重度障害者	16,540	18,700	(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者(施設入所者を除く)について加算する。
12,060		家族介護料	13,870	15,680	(2) 障害者Aに該当する障害のある者であって当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とする者を、その者と同一世帯に属する者が介護する場合。
69,810		他人介護料	80,290	90,760	(3) 介護人をつけるための費用を要する場合(上記(2)の場合を除く)においては、実費を加算し、左記の額を限度額とする。
9,890	介護施設入所者加算		11,380	12,860	介護施設入所者であって、母子加算または障害者加算の対象とならない者
13,290	在宅患者 加算		15,290	17,280	次に掲げる在宅患者であって現に療養に専念している者について行う。 (1) 結核患者であって現に治療を受けている者、及び、結核患者であって現に治療を受けていないが医師の診断により栄養の補給を必要とする認められる者 (2) 結核患者以外の患者であって3か月以上の治療を必要とし、かつ医師の診断により栄養の補給を必要とする認められる者

・障害者加算A.B.、障害者介護加算…生活保護基準額表の障害者加算の基準額より算出

・介護施設入所者加算…生活保護基準額表の介護施設入所者加算の基準額より算出

・在宅患者加算…生活保護基準額表の在宅患者加算の基準額より算出

＜備考＞

障害者加算は障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書、または福祉手当認定通知書により確認する。

在宅患者加算は医師の証明により確認する。

基準額 (生活保護)	区分	基準額 115%	基準額 130%	加算の要件
42,660	放射線 障害者 加算	円 49,060	円 55,460	(1) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の認定を受けた者であって、同項の認定に係る負傷又は疾病の認定を受けた者等
21,330		24,530	27,730	(2) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の認定を受けた者等
13,000	児童養育加算	14,950	16,900	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
	介護保険料 加算	保険者へ納付すべき介護保険料の実費		収入申出書の中において、介護保険料が控除されていない者についてのみ加算する。

・放射線障害者加算…生活保護基準額表の放射線障害者加算の基準額より算出

・児童療育加算…生活保護基準額表の児童療育加算を適用

・介護保険料加算…生活保護基準額表の介護保険料加算を適用

＜備考＞

同一の者が母子加算、障害者加算、老齢加算のうち2以上の加算事由に該当する場合には、最も高い1つの加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとする。

ただし、母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額及び障害者介護のうち（2）または（3）に該当することにより行われる加算額は重複調整を行わないで算定するものである。

9 勤労控除（基礎控除）

勤労控除（基礎控除）については、下記「基礎控除額表」による。

なお、同一世帯において2人以上就労している場合には、収入の最も多い者について同表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用する。

また、この表の収入額別区分は、給与収入については支給総額により、事業収入については必要経費を控除した金額によること。

[基礎控除額表]

(単位: 円)

基礎控除 (1級地)					
収入金額別区分	1人目	2人目以降～	収入金額別区分	1人目	2人目以降～
0~8,000	~8,000	~8,000	136,000~	25,800	21,930
8,001~	8,001~		140,000~	26,090	22,180
8,339	8,339	8,000	144,000~	26,370	22,410
8,340~	8,340	8,000	148,000~	26,660	22,660
12,000~	9,030	8,000	152,000~	26,950	22,910
16,000~	9,720	8,260	156,000~	27,280	23,190
20,000~	10,410	8,850	160,000~	27,550	23,420
24,000~	11,100	9,440	164,000~	27,890	23,710
28,000~	11,780	10,010	168,000~	28,090	23,880
32,000~	12,470	10,600	172,000~	28,380	24,120
36,000~	13,160	11,190	176,000~	28,750	24,440
40,000~	13,850	11,770	180,000~	28,950	24,610
44,000~	14,540	12,360	184,000~	29,240	24,850
48,000~	15,220	12,940	188,000~	29,530	25,100
52,000~	15,910	13,520	192,000~	29,810	25,340
56,000~	16,600	14,110	196,000~	30,240	25,700
60,000~	17,290	14,700	200,000~	30,380	25,820
64,000~	17,980	15,280	204,000~	30,670	26,070
68,000~	18,660	15,860	208,000~	31,000	26,350
72,000~	19,350	16,450	212,000~	31,240	26,550
76,000~	20,040	17,030	216,000~	31,530	26,800
80,000~	20,730	17,620	220,000~	31,820	27,050
84,000~	21,420	18,210	224,000~	32,100	27,290
88,000~	22,100	18,790	228,000~	32,390	27,530
92,000~	22,570	19,180	232,000~	32,680	27,780
96,000~	22,940	19,500	236,000~	32,960	28,020
100,000~	23,220	19,740	240,000~	33,190	28,210
104,000~	23,510	19,980			
108,000~	23,800	20,230			
112,000~	24,080	20,470			
116,000~	24,370	20,710			
120,000~	24,660	20,960			
124,000~	24,940	21,200			
128,000~	25,230	21,450			
132,000~	25,520	21,690			

特別の事情によって、一時的に保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金の支払が困難な方に対し、その支払を免除・減額・徴収猶予する制度があります。一部負担金の減免及び徴収猶予の対象となる方は次の方となります。

ア 対象となる方及び減免等の内容

対象となる事由	区分	減免等の内容
1 主たる生計維持者が、震災、風水害、火災等の災害を受けたとき他これらには賃産に重大な損害を受けたとき又は障害者と同様に生活費の収入が、死に至ったとき	実収月額／基準生活費 $\times 100 \leq 115$	全額を免除する。
2 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害等により著しく減少したとき理由により著しく減少したとき	$115 < \text{実収月額} / \text{基準生活費} \times 100 \leq 130$	50パーセントを減額する。なお、減額されなかつた50パーセント分について必要と認められた場合には、その減額された分の支払について徴収猶予することができる。
3 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、失業等により著しく減少したとき	$130 < \text{実収月額} / \text{基準生活費} \times 100 \leq 140$	徴収を猶予する。
4 その他市長が特に必要と認めたとき		

イ 減免等の方法

申請に基づき減免等を行います。対象となつた方には、証明書を交付します。その証明書を提示すると医療機関での支払免除、または徴収猶予を受けることができます。

ウ 次のいずれかに該当する方は、減免等の対象とはなりません。

- (ア) 世帯員の前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が500万円を超える方
- (イ) 特別の事情がなく国保税を滞納している方
- (ウ) その世帯に労働能力が有るのにもかかわらず就労していない者がある方
- (エ) 資産、融資等を活用すれば一部負担金の支払が可能である方
- (オ) 徴収猶予の場合には、その猶予期間内に一部負担金を支払うことができるないと認められる方

エ 申請期限及び減免等の期間

減免理由が発生した日から6ヶ月以内に申請する必要があります。減免等の期間は、申請日以後6ヶ月を経過した月の末日までです。

犬山市国民健康保険一部負担金の免除及び減額に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定に基づく一部負担金の免除及び減額（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう。

(対象者)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難であると認めるときは、当該世帯の世帯主の申請により、一部負担金の減免をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、一部負担金の減免をしないものとする。

- (1) 特別の理由がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者及びそ

の者の世帯に属する被保険者

- (2) 前号に掲げるもののほか、減免を認めることが適当でない者
(減免に関する基準)

第4条 一部負担金の減免に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実収月額が基準生活費の115%以下の世帯は、一部負担金を免除する。
(2) 実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の世帯は、一部負担金の2分の1を減額する。

2 市長は一部負担金を減額する場合において、減額された一部負担金の額に5円未満の額があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の額があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(減免の適用及び期間)

第5条 一部負担金の減免の適用は、最初の申請のあった日の属する月から起算して1年の範囲内において6月を限度とする。

(申請)

第6条 一部負担金の減免の措置を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減免申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、急病その他緊急やむを得ない特別の事情があるときは、申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- (1) 生活状況申告書(様式第2)
(2) 給与証明書(様式第3)
(3) 申請理由を明らかにする書類
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査、決定等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、減免の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、申請者及びその関係者から生活状況等を聴取することができる。

2 前項の審査において、事実確認が困難なときは又は申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、その申請を却下することができる。

(決定通知及び証明書)

第8条 市長は、減免の可否を決定したときは、速やかに国民健康保険一部負担金減免承認・不承認決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、減免を行う決定をしたときは、前項の通知に併せて国民健康保険一部負担金減免証明書（様式第5。以下「証明書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 証明書の交付を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

4 減免を継続して受けようとする者は、1月ごとに証明書の交付を受けなければならぬ。この場合において、減免の承認期間の開始日が当該月の20日を過ぎている場合は、市長は翌月分の証明書を併せて交付することができる。

(変更及び取消し)

第9条 市長は、減免の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、減免の内容を変更する必要があると認めるとき又は減免を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、既に減免した一部負担金の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者があるときは、直ちにその減免の決定を取り消すとともに、当該決定により減免を受けた一部負担金を徴収するものとする。

3 市長は、前2項の規定による変更又は取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。

(保険医療機関等への通知)

第10条 市長は、一部負担金の減免の実施に際して必要な事項を保険医療機関等に

通知するものとする。

(減免された一部負担金の請求)

第11条 保険医療機関等は、療養の給付を行った月の翌月の10日までに国民健康保険一部負担金請求書（様式第6）を証明書と診療報酬明細書の写しを添えて市長に送付するものとする。

2 市長は、前項の国民健康保険一部負担金請求書の内容を審査し、適當と認めたときは、請求を受けた日から1月以内に保険医療機関等に支払うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

—情報ファイル—

27. 6月発行
—情報ファイル—

子ども医療費
受給者証

1月診療分から、子ども医療費助成枠を、〇歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使用いただいた子ども医療費受給者証を送付しました。（小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証そのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します）

4月に入つても受給者証が手元に届いてない方は、市民窓口グループまでご連絡ください。
なお、障害者医療費や母子家庭等医療費を受給している方は、対象になりません。
有効期限が切れた子ども医療費受給者証は、市民窓口グループへ返還してください。

医療・国保

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

子ども医療費 受給者証

後期高齢者医療に加入している方は、4月の年金から天引き（特別徴収）される金額を4月の上旬にお知らせします。

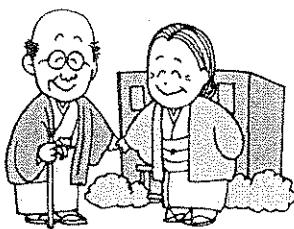
1月診療分から、子ども医療費助成枠を、〇歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使用いただいた子ども医療費受給者証を送付しました。（小学校入学前のお子さんは、現在お持ちの子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します）

保険料は、前年の本人所得をもとに計算をしますが、4月から5月までの年金からの天引きでは、平成22年2月の年金天引きの額または前々年の所得をもとに仮計算された保険料額を納めています。

問合せ先

④市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線227・217)



問合せ先

④市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線227・217)

国民健康保険税 一部負担金の減免・ 徴収猶予

後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

災害や、事業の休廃止などにより生活が困難になったとき、国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などにされる制度があります。

対象となる方 一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、次のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が困難になった場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

すいすい健康教室 受講生募集

問合せ先

④市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線216・261)

なりません。

1 国民健康保険の被保険者の資格を得てからのか月を経過しない方

2 特別な事情がないのに、国民健康保険税を滞納している方

※ただし、次の方は一部負担金の減免、徴収猶予の対象とはなりません。

申込方法 直接市民窓口グループへ来庁するか電話で申し込みください。

申込・問合せ先
④市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線261・262)

平成22年度第1期すいすい健康教室

開講日	内 容
5月6日	すいすい健康体操（新感覚リンパトレーニング：リンパ系を刺激するストレッチ）
13日	すいすい健康水泳（プール）（泳がないウォーキング中心の水中運動）
20日	メタボ改善水泳（プール）（ウォーキング中心の水中運動）
27日	かんたんダンベル体操（筋力向上ダンベル体操）
6月3日	膝痛予防のための水中運動（プール）（プール下半身中心水中運動）
10日	青竹健康体操（下半身中心のストレッチおよび青竹踏み）
17日	レツツアクアピクス（プール）（かんたんたのしいアクアピクス）
24日	レクリエーション&リラクゼーション

○弥富市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する取扱要綱

平成19年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条第1項の規定に基づく一部負担金の免除、減額及び徴収猶予(以下「免除等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう。

(対象者)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難であると認めるとときは、世帯主の申請により、一部負担金の免除等をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
 - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、一部負担金の免除等をしないものとする。
- (1) 特別の事情が無いにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者及びその者世帯に属する被保険者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、免除等を認めることが適当でない者
- (免除等に関する基準)
- 第4条 一部負担金の免除等に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115%以下の世帯については、一部負担金を免除する。
 - (2) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の世帯については、一部負担金の2分の1を減額する。この場合において、減額されない一部負担金については、

保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

- (3) 当該世帯の実収月額が基準生活費の130%を超える140%以下の世帯については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。
- 2 前項第2号及び第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内に市が当該一部負担金を確実に徴収できる見込みがあるときに限り、行うことができる。
- 3 一部負担金を減額する場合において、減額された一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(免除等の適用及び期間)

第5条 一部負担金の免除等の適用は、最初の申請のあった日の属する月から起算して12ヶ月の範囲内において通算6月を限度とする。

- 2 一部負担金の徴収を猶予する期間は、前項の規定により徴収猶予を適用する各月から起算してそれぞれ6月以内とする。

(申請)

第6条 免除等の措置を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金免除等申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を、次に掲げる書類添付して提出しなければならない。ただし、急病その他緊急やむを得ない特別の事情があるときは、申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- (1) 生活状況申告書(第2号様式)
(2) 給与証明書(第3号様式)
(3) 申請理由を明らかにする書類
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査、決定等)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、免除等のうち最も適切な措置を承認すること又はいずれの措置も承認しないことを決定するものとする。この場合において、必要と認めるときは、申請者及びその関係者から生活状況等を聴取することができる。

- 2 前項の審査において、事実確認が困難なとき、又は申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、その申請を却下することができる。

(決定通知及び証明書)

第8条 市長は、前条第1項により承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、承認の決定をしたときは、前項の通知に併せて国民健康保険一部負担金免除等証明書(第5号様式。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 3 免除等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。
(変更及び取消し)

第9条 市長は、免除等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるとき、又は当該決定を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、免除等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

- 2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除等を受けた者があるときは、直ちにその免除等の決定を取り消すとともに、免除等をした一部負担金を徴収するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による変更又は取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。
(保険医療機関等への通知)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により承認若しくは不承認を決定し、又は前条第1項の規定により決定を変更し、若しくは取り消したときは、当該保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

36 みよし市

○みよし市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する規則

平成22年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条第1項の規定に基づき、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予(以下「免除等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう。

(対象者)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、資産、融資等の活用を図ってもなお一時的にその生活が著しく困難であると認めるときは、世帯主の申請により、一部負担金の免除等をすることができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
 - (2) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
 - (3) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
 - (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、一部負担金の免除等をしないものとする。
- (1) 特別の事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、免除等を認めることが適当でない者

(免除等に関する基準)

第4条 一部負担金の免除等に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115パーセント以下の世帯については、一部負

担金を免除する。

- (2) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115パーセントを超える125パーセント以下の世帯については、一部負担金の2分の1を減額する。この場合において、減額されない一部負担金については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することができる。
- (3) 当該世帯の実収月額が基準生活費の125パーセントを超える130パーセントと一部負担金所要見込額を合計した額以下の世帯については、保険医療機関等に対する支払に代えて、市が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。
- 2 前項第2号及び第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内に市が当該一部負担金を確実に徴収できる見込みがあるときに限り、行うことができる。
- 3 一部負担金を減額する場合において、減額された一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(免除等の適用及び期間)

- 第5条 一部負担金の免除等の適用は、申請のあった日の属する月から起算して3月以内とする。ただし、特に必要と認めるときは、再度の申請により、通算6月の範囲内でその期間を延長することができる。
- 2 一部負担金の徴収を猶予する期間は、前項の規定により徴収猶予を適用する各月から起算してそれぞれ6月以内とする。

(申請)

- 第6条 免除等の措置を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に対し、みよし市国民健康保険一部負担金免除等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、急病その他緊急やむを得ない特別の事情があるときは、申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

- (1) 生活状況申告書(様式第2号)
(2) 給与証明書(様式第3号)
(3) 申請理由を明らかにする書類
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査、決定等)

- 第7条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、免除等のうち最も適切な措置を承認すること又はいずれの措置も承認しないことを決定するものとする。この場合において、必要と認めるときは、申請者及びその関係者から生活状況等を聴取

することができる。

- 2 前項の審査において、事実確認が困難なとき又は申請者が非協力的で事実について確認が得られないときは、その申請を却下することができる。
- 3 第1項の審査において、生活保護法に基づく扶助を受けることが適切であると認められる世帯に対しては、その適用を受けるよう指導するものとする。

(決定通知及び証明書)

第8条 市長は、前条第1項の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、速やかにみよし市国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、承認の決定をしたときは、前項の通知に併せてみよし市国民健康保険一部負担金免除等証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)を申請者に交付するものとする。
- 3 免除等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(変更及び取消し)

第9条 市長は、免除等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるとき又は当該決定を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、免除等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

- 2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除等を受けた者があるときは、直ちにその免除等の決定を取り消すとともに、免除等をした一部負担金を徴収するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による変更又は取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。

(保険医療機関等への通知)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により承認又は不承認を決定し、又は前条第1項の規定により決定を変更し、若しくは取り消したときは、当該保険医療機関等に対し、その旨を通知するものとする。

(請求)

第11条 免除等の決定を受けた者が、保険医療機関等を受診した場合、当該保険医療機関等は、みよし市国民健康保険一部負担金の免除等該当者に係る額の請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

みよし市国民健康保険一部負担金免除等申請書

一般・退本・退扱

みよし市長 あて			申請日 年 月 日	
申請者 (世帯主)	住所	みよし市		
	氏名			
被保険者証記号番号			電話	— —
療養の給付を受ける被保険者	氏名			世帯主との続柄
	生年 月日	年 月 日		
申請内容 (詳しく記入してください。)	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予			期間 年 月 日から 年 月 日まで
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	職業(勤務先又は学校の名称)
受診を希望する医療機関	所在地			名称

(注) この申請書には、被災状況、生活・収入状況など、申請理由を証明する書類を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

生活状況申告書

みよし市長		あて	申告日	年 月 日		
申告者 (世帯主)	住所	みよし市				
	氏名					
収入の種類	<input type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 事業収入 <input type="checkbox"/> 日雇収入 <input type="checkbox"/> 仕送り <input type="checkbox"/> 家賃 <input type="checkbox"/> その他					
	※ 給与収入の方は、下記の「今月分実収入額の内訳」は記入不要です。 替わりに給与証明書(様式第3号)を提出してください。					
収入 月額	今月分実収入額		前月分実収入額	前々月分実収入額		平均 実收 入月 額
	円		円	円		
今月 分実 収入 月額 の内 訳	収入 額	売上金	円	支出額	材料費	円
		手数料	円		仕入代	円
		農家収入	円		交通費	円
		日雇収入	円		税金等	円
		内職収入	円		社会保険料	円
		年金	円		家賃	円
		仕送り	円		地代	円
		家賃	円		その他	円
		地代	円			円
		その他	円			円
			円			円
		小計(ア)	円		小計(イ)	円
	差引額(ア)-(イ)			円		
資産	居住用資産の面積(1)		その他資産の面積(2)		合計面積(1+2)	
	土地	m ²	土地	m ²	土	地
	家屋	m ²	家屋	m ²	m ²	

			家 屋 m2
預貯金			円
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 (家賃 円/月) <input type="checkbox"/> その他		

様式第3号(第6条関係)

給与証明書

住所			職名及び職 務内容		
区分	今月分	前月分		前々月分	
勤務(就労)日数	日	日	日	日	
給与額	基本給	円	円	円	
	日給(　　日分)	円	円	円	
	家族手当(　　人)	円	円	円	
	住居手当	円	円	円	
	手当	円	円	円	
	時間外手当	円	円	円	
	賞与	円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	小計(ア)	円	円	円	
控除額	所得税	円	円	円	
	市県民税	円	円	円	
	健康保険料	円	円	円	
	厚生年金保険料	円	円	円	
	失業保険	円	円	円	
	労働組合費	円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	小計(イ)	円	円	円	
	差引支給額(ア)-(イ)	円	円	円	
※ 記入上の注意 この証明書は、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予の申請のため、みよし市長に対し、世帯主が生活状況の申告をする場合に必要なものです。					

今月及び前2月の期間におけるすべての給与額及び控除額(今月分は見込み額)について、それぞれ内訳を明らかにして記入してください。

上記のとおり証明します。

年　月　日

所在地

事業主(雇主)名

印

様式第4号(第8条関係)

年　月　日

様

みよし市長

印

みよし市国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書

年　月　日付けで申請がありましたみよし市国民健康保険一部負担金の免除・減額・徴収猶予について、下記のとおり決定しました。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 不承認 不承認の理由 :	
適用期間	年　月　日から	年　月　日まで
被保険者証記号番号		世帯主氏名
療養の給付を受ける被保険者の氏名		
保険医療機関等の名称及び所在地		

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、みよし市を被告として(みよし市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁

決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第8条関係)

みよし市国民健康保険一部負担金免除等証明書

被保険者証記号番号			世帯主氏名	
療養の給付を受ける 被保険者	住所	みよし市		
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	世帯主との続柄			
措置の種類	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(2分の1)・徴収猶予(2分の1) <input type="checkbox"/> 減額(2分の1) <input type="checkbox"/> 徴収猶予			
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
保険医療機関	所在地			
	名称			
上記のとおり証明します。				
年 月 日				
みよし市長 印				
注意事項				
1 療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を被保険者証に添えて保険医療機関に提出してください。				
2 保険医療機関は、減額(2分の1)の場合、本来徴収すべき一部負担金額から減額割合分を減じた額(5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)を徴収してください。				
3 保険医療機関は、上記2以外の場合、被保険者から一部負担金を徴収しないでください。				

様式第6号(第11条関係)

みよし市国民健康保険一部負担金の免除等該当者に係る額の請求書

給付を受 ける被保	氏名			<input type="checkbox"/> 一般
	生年月日			<input type="checkbox"/> 退職本人

険者			<input type="checkbox"/> 退職扶養
被保険者証記号番号		世帯主氏名	
傷病名及び症状		発病又は負傷年月日	年 月 日
療養期間	年 月 日～ 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 外来)		
当該療養に要した費用額		円	
上記費用額に係る一部負担金額		円	
一部負担金の免除、減額、徴収猶予した金額(請求額)		円	
年 月 日			
上記のとおり請求します。 みよし市長			
医療機関名 <u>所在地</u> <u>名称</u>			
<u>代表者氏名</u> <u>印</u>			
<u>電話</u>			
請求額は、次の口座に振り込んでください。			
金融機関 名			銀行・信用金庫 農協・信用組合
種目	普通・当座	フリガナ	
口座番号		口座名義人	

* □は、該当する事項にレ点で記入してください。

大治町国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する
取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

第44条第1項の規定に基づく一部負担金の免除、減額及び徴収猶予(以下「免除等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において掲げる用語は、次に定めるところによる。

(1) 実収月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護開始時の要否判定に用いられる収入認定額をいう。

(2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費をいう。

(対象者)

第3条 町長は、一部負担金の支払義務を負う者の属する世帯の生計を主として維持する者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その世帯の生活が著しく困難となった場合において、利用しうる資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、一部負担金の負担能力にかけるものと認められる場合には、世帯主の申請により、一部負担金の免除等をすることができる。

(1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡、もしくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、収入が著しく減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の理由により町長が認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、一部負担金の免除等をしないものとする。

(1) 特別な事情がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納している者及びそのものの世帯に属する被保険者

(2) 前号に掲げるもののほか、免除等を認めることが適当でない者
(免除等に関する基準)

第4条 一部負担金の免除等に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115%以下の世帯については、一

一部負担金を免除する。

- (2) 当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超える130%以下の世帯については、一部負担金の2分の1を減額する。この場合において、減額されない一部負担金については、保険医療機関等に対する支払いに代えて、町が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。
- (3) 当該世帯の実収月額が基準生活費の130%を超える140%以下の世帯については、保険医療機関等に対する支払いに代えて、町が一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予する。

- 2 前項第2号及び第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内に町が当該一部負担金を確実に徴収できる見込があるときに限り、行うことができる。
- 3 一部負担金を減額する場合において、減額された一部負担金の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

(免除等の適用及び期間)

第5条 一部負担金の免除等の適用は、最初の申請のあった日の属する月から起算して12月の範囲内において通算6月を限度とする。

- 2 一部負担金の徴収を猶予する期間は、前項の規定により徴収猶予を適用する各月から起算してそれぞれ6月以内とする。

(申請)

第6条 免除等を受けようとする世帯主(以下「申請者」という。)は、国民健康保険一部負担金免除等申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、急病その他緊急やむを得ない特別の事情があるときは、申請書を提出することができるに至った後、直ちに提出しなければならない。

- (1) 生活状況申告書(様式第2号)
- (2) 給与証明書(様式第3号)
- (3) 申請理由を証明する資料
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(審査、決定等)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、免除等のうち最も適切な措置を承認すること又はいずれの措置も承認しないことを決定するものとする。この場合において、必要があると認める場合は、申請者及びその関係者から生活状況等を聴取することができる。

2 前項の審査において、事実確認が困難なとき又は申請者が非協力的で事實について確認が得られないときは、申請を却下することができる。

(決定通知及び証明書)

第8条 町長は、前条第1項により承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに国民健康保険一部負担金免除等承認・不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、承認の決定をしたときは、前項の通知と併せて国民健康保険一部負担金免除等証明書（様式第5号）（以下「証明書」という。）を申請者に交付するものとする。

3 免除等の措置を受けた者が保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(変更及び取消し)

第9条 町長は、免除等の決定を受けた者の資力その他の事情が変化したため、当該決定を変更する必要があると認めるとき、又は当該決定を行う必要がなくなったと認めるときは、その決定を変更し、又は取り消すとともに、免除等をした一部負担金の全部又は一部を徴収するものとする。

2 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により免除等の決定を受けた者があるときは、直ちにその免除等の決定を取り消すとともに、免除等をした一部負担金を徴収するものとする。

3 町長は、前2項の規定による変更又は取消しをしたときは、速やかに申請者に通知するとともに、証明書を返還させ、必要に応じて変更後の証明書を発行するものとする。

(保険医療機関等への通知)

第10条 町長は、第7条第1項の規定により承認又は不承認を決定し、又は前条第1項の規定により変更を決定し、若しくは取り消したときは、当該医療機関に対し、その旨を通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

美浜町国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）

第44条第1項の規定に基づき、一部負担金（法令の規定による医療費の支給を受けることができる場合は、当該支給の対象となる医療費の一部負担金は除く。）の減額及び免除並びに徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯主 一部負担金の支払い又は納付の義務を負う世帯主をいう。
- (2) 重大な損害 被害を受けた資産の損害金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその資産の50%以上である場合をいう。
- (3) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入相当額をいう。
- (4) 世帯構成員 減免を受けようとする者の世帯に属する全ての者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による個人の住民票が当該世帯に編成されていない同一敷地内に居住し、生計を同一にするものを含む。）及び当該世帯に生計費の一部を仕送り等によって援助している者をいう。
- (5) 平均月収額 減免等の申請をした日の属する月の前3か月における世帯構成員の実収入月額を3で除して得た額をいう。
- (6) 基準生活費 生活保護法に定める生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち生活、教育及び住宅の扶助の基準額相当額を合算した額をいう。

(減免等の要件)

第3条 町長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯の生計を主として維持する被保険者が次の各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が著しく困難となつた場合において、必要があると認めるときは、当該世帯の一部負担金を減額又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により死亡若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者となった場合又は資産に重大な損害を受けた場合
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少した場合

(3) 事業の休廃止又は失業等により収入が著しく減少した場合

(4) 前各号に掲げる事由のほか、これらに類する事由があった場合

2 町長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又は世帯の生計を主として維持する被保険者が前項各号のいずれかに該当したことにより、当該世帯の生活が困難となった場合において、必要があると認めるとときは、当該世帯の一部負担金の徴収を猶予することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、減免等をしないものとする。

(1) 当該世帯主が国民健康保険税を滞納している場合（納付誓約書を提出し、かつ、その誓約を履行している場合を除く。）

(2) 世帯構成員のうち、労働能力を有する者で就労していないものがいる場合又は利用しうる資産をすべて活用していない場合。ただし就労又は活用していないことにやむを得ないと認められる事情があるときは、この限りでない。

(3) 世帯構成員が、減免等を判定するための調査に非協力的であり、事実の確認が困難である場合

(4) 減免等の期間を過ぎてもなお一部負担金の支払いが困難で、かつ、自立の可能性がないと認められる場合

(5) 過去に同一の事由（第1項に規定する要件が同じ場合で、かつ、災害等の発生日、死亡日、障害者となった日又は失業等の日のいずれかが、過去の申請と同じ場合に限る。）で減免等を受けている場合（第6条第2項に規定する申請書を提出する場合を除く。）

(6) 療養の給付が、第三者の行為に起因する場合

（減免等の基準）

第4条 一部負担金の減免等の基準は、次のとおりとする。

(1) 平均月収額が基準生活費の110%以下の場合 一部負担金の100%

(2) 平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合 一部負担金の50%

(3) 平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合 一部負担金の徴収猶予

（減免等の期間）

第5条 減額及び免除の期間（以下「減免期間」という。）並びに徴収猶予の対象とする療養の給付の期間（以下「療養期間」という。）は、町長が減免等の開始日とした日から起算して2月を経過した日の属する月の末日とする。